

第5期 事業報告

〔平成19年4月 1日から
平成20年3月31日まで〕

株式会社日本国債清算機関

(添付書類)

事業報告

〔平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで〕

I. 当社の現況に関する事項

1. 事業の状況

(1) 事業の経過および成果

米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発する海外金融市場の動揺は、下期に入り世界的規模にまで波及し、これまで急速な拡大を続けてきた証券化市場の信用低下や金融機関の財務内容悪化を誘発すると共に、先行きの世界経済の動向にも強い不透明感をもたらしました。国内景気も、米国を中心とする海外経済の成長鈍化や昨今の急激な円高による輸出企業の採算悪化、さらにはエネルギー・原材料価格の高騰による企業収益の圧迫や個人消費の伸び悩み等が今後の景気減速材料として懸念されております。

このような景気情勢の中、国内の短期金利は比較的安定した動きで推移する一方、長期金利（新発10年国債利回り）は、5～6月にかけて一時1.9%水準まで上昇したものの、夏場以降は米欧金利と共に低下基調を辿り、年度末には1.3%割れの水準まで低下する等、レンジ幅の大きい動きとなり、国債流通マーケットも量的な拡大を見ることが出来ました。

こうした中、当社は国債決済の中核インフラとして、決済の安全性・効率性・利便性をモットーに、引き続き利用者の視点に立ったサービスの向上とインフラ整備に注力いたしました。具体的な施策としては、システム陣容の大幅補強と社内情報系システムの再構築等、当社業務の要であるシステム対応力の強化に努める一方、新人事制度の導入やプロパー社員の増員・教育等、中期的観点に立ちながら人的基盤の整備・充実に注力いたしました。

当期業績としては、債務引受高は前年度比45.7%増と大きく伸張し、1営業日当たり決済処理量（片道ベース）も件数で2,799件（同比26.8%増）、金額で10.4兆円（同比38.3%増）と順調に増加し、その結果、営業収益では13億8百万円と、当期からの消費税等の会計処理変更に伴う影響控除後では実質前期比5.4%の増収となりました。一方、販管費については、全般的に抑制対応いたしましたが、システム関連の事務委託費および減価償却費の負担増に加え、業容拡大に伴う人件費の増嵩等もあり、全体で11億6百万円と上記同様のベースで実質前期比7.1%の増加となりました。以上の結果、経常利益は2億6百万円、税引き後利益は1億21百万円を計上しました。尚、当該利益については、今後のシステム更新に備え、内部留保の蓄積に充当したく考えております。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は 127 百万円であり、主な内容は、清算システムの機能強化に関わるものであります。

(3) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

2. 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 2 期 平成 17 年 3 月期	第 3 期 平成 18 年 3 月期	第 4 期 平成 19 年 3 月期	第 5 期 (当期) 平成 20 年 3 月期
営 業 収 益	-	1,008,490	1,303,927	1,308,383
経 常 利 益	△159,438	72,839	236,157	206,990
当 期 純 利 益	△160,388	100,778	157,056	121,480
1 株当たり当期純利益	△3,678.30 円	1,619.12 円	2,410.47 円	1,835.71 円
総 資 産	2,960,931	235,975,616	122,474,827	116,137,299
純 資 産	2,940,205	3,144,384	3,404,841	3,526,322

(注)1. 1 株当たり当期純利益又は損失は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. △は損失を示しております。

3. 第 4 期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日) 及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日) を適用しております。

3. 対処すべき課題

当社が国債の清算業務をスタートし、約 3 年が経過いたしました。この間、システム障害等による特段の業務中断等もなく、当社業務の根幹であるシステム基盤の強化と人的基盤の整備・充実に注力しながら、急速な業容の拡大に対応してまいりました。引き続き、今後の制度改革や参加者ニーズの変化に的確に対応しつつ、取扱商品の拡大や参加者数の増加に努めながら、利用者の視点に立ったサービスの向上と、市場の STP 化促進に向け努力してまいります。尚、当期末で 5 年を経過することとなる当初導入設備のリプレース対

応についても、システムの安定運用と効率性に充分留意しつつ、今後計画的に実施していく所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

4. 主要な事業内容

内閣総理大臣より金融商品債務引受業の免許を取得し、金融商品取引法に基づく金融商品取引清算機関として、国債に係る決済・清算等の業務を行っております。

5. 主要な営業所

本 店 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

6. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17 名	+4 名	42.1 才	1 年 5 ヶ月

(注) 従業員のうち、出向者 9 名を含みます。

7. 当社の現況に関するその他の重要な事項

記載すべき事項はありません。

II. 会社役員に関する事項

1. 会社役員の状況（平成20年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
取締役社長 (代表取締役)	小 梶 清 司	
取 締 役	谷 中 幸 夫	ICAP 東短証券株式会社 最高執行責任者兼同社取締役
取 締 役	渡 辺 豊 彦	野村證券株式会社 グローバル・マーケット企画部長
取 締 役	星 野 好 幸	ゴールドマン・サックス証券株式会社 業務統括本部長
取 締 役	伊 藤 晃 爾	三菱UFJ証券株式会社 市場商品本部 市場商品企画部長
取 締 役	富 村 和 人	大和証券エスエムビーシー株式会社 金融市場業務部長兼統合 リスク管理部付部長
取 締 役	吉 川 兼 次	みずほ証券株式会社 金融市場業務企画部長 エンサイドドットコム証券(株) 非常勤取締役
監 査 役 (常勤)	国 安 信 弘	
監 査 役	小 澤 均	ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リ ミテッド(ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社 東京支店) 経理・財務部長 ビー・エヌ・ピー・パリバ・ジャパン株式会社 監査役 ビー・エヌ・ピー・パリバ・プリンシパルインベストメンツジ ャパン株式会社 監査役
監 査 役	石 塚 敏 夫	株式会社三井住友銀行 証券ファイナンス営業部長

- (注)1. 谷中幸夫氏、渡辺豊彦氏、星野好幸氏、伊藤晃爾氏、富村和人氏、吉川兼次氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 国安信弘氏、小澤均氏、石塚敏夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当事業年度中に辞任した会社役員は、次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
監 査 役 (平成19年7月30日辞任)	小 幡 浩 之	株式会社三井住友銀行 証券ファイナンス営業部長

4. 監査役小澤均氏は、米国公認会計士(AICPA)の資格を有する他、長年にわたり財務・会計業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 会社役員に対する報酬等

(単位：千円)

区 分	取締役		監査役		計		摘要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
定款又は株主総会決議に基づく報酬	1名	15,000	1名	7,500	2名	22,500	—
株主総会決議に基づく退職慰労金	—名	—	—名	—	—名	—	—
計	1名	15,000	1名	7,500	2名	22,500	—

(注)1. 株主総会決議に基づく報酬限度額（月額）は、取締役1,700千円（平成16年6月28日定時株主総会決議）、監査役1,000千円（平成17年2月3日臨時株主総会決議）であります。

2. 期末日現在の人員は取締役7名、監査役3名であります。

Ⅲ. 会計監査人に関する事項

1. 名称

新日本監査法人

IV. 株式および新株予約権に関する事項

1. 大株主（上位 29 名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	株	%
I C A P 東 短 証 券 株 式 会 社	2,068	3.12
アール・ビー・エス証券会社東京支店	2,068	3.12
上田八木短資株式会社	2,068	3.12
エービーエヌ・アムロ・セキュリティーズ・(ジャパン)・リミテッド	2,068	3.12
岡三ホールディングス株式会社	2,068	3.12
カリヨン・キャピタル・マーケット・アジア・ビー・ヴィ	2,068	3.12
クレディ・スイス証券株式会社	2,068	3.12
ゴールドマン・サックス証券株式会社	2,068	3.12
新光証券株式会社	2,068	3.12
J P モルガン証券株式会社	2,068	3.12
ソシエテジェネラルセキュリティーズノースパシフィックリミテッド	2,068	3.12
大和証券エヌエムビーシー株式会社	2,068	3.12
東海東京証券株式会社	2,068	3.12
東短ホールディングス株式会社	2,068	3.12
ドイト証券株式会社	2,068	3.12
ドレスナー・クラインオート証券会社東京支店	2,068	3.12
日興シティグループ証券株式会社	2,068	3.12
日本証券金融株式会社	2,068	3.12
日本相互証券株式会社	2,068	3.12
農林中央金庫	2,068	3.12
野村ホールディングス株式会社	2,068	3.12
バークレイズ・キャピタル証券株式会社	2,068	3.12
ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社	2,068	3.12
B G C ショウケンカイシャリミテッド	2,068	3.12
株式会社三井住友銀行	2,068	3.12
メリルリンチ日本証券株式会社	2,068	3.12
モルガン・スタンレー証券株式会社	2,068	3.12
UBS セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	2,068	3.12
リーマン・ブラザーズ証券株式会社	2,068	3.12

2. 株式に関するその他の重要な事項

(1) 発行可能株式総数	100,000 株
(2) 発行済株式の総数	66,176 株
(3) 株 主 数	35 名

3. 新株予約権等の状況

記載すべき事項はありません。

V. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

業務の適正を確保するための体制としては、以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業としての倫理規範である基本運営方針及び具体的な行動基準としての行動規範等を定め、周知を図ることとする。

また、総合リスク管理委員会において、コンプライアンスを確保するために必要な制度を策定し、コンプライアンス体制の状況について検討及び改善を行うほか、相互牽制による内部監査を実施する。コンプライアンス責任者及び管理者は、法令等遵守状況を定期的に把握・管理し、問題発生時は直ちに対応をとることとする。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

適切なリスク管理体制を確立するため、基本運営方針を指針として、管理規定・各種マニュアル等の整備を推進するとともに、役職員に対してその周知を図る。

また、総合リスク管理委員会において、当社が管理すべき各種リスクの現状把握、残存リスクの整理、適切なリスク管理のための計画の策定を行い、相互牽制による内部監査により、その実施及び改善状況を定期的に把握する等P D C Aを実施し、要旨を取締役に報告することとする。さらに、大規模な事故・災害が発生した場合に備えてB C P検討会を定期的に開催し、危機対応マニュアル・訓練計画に基づき必要な訓練を実施する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規定の定めにより、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために、業務の近況、各種委員会の行動について報告を受ける。さらに、取締役は必要に応じて議事録及び会議資料を閲覧できることとする。

5. 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社には親会社及び子会社は存しない。よって当該項目については規定しない。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人及びその独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は設置しない。よって当該項目については規定しない。

7. 取締役・使用人による監査役への報告体制及びその他監査役監査の実効性を確保するための体制

取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき及び当社に重大な影響を及ぼす事実を発見したときは、即時報告規程に定めるところにより、当該事実に関する事項を監査役に対して速やかに報告することとする。

また、監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができるものとする。

なお、監査役は会計監査人を監督するものとし、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受けることとする。